

申請において「相対値基準・原則」のPST基準を適用する場合は、このチェック表を記載し、提出してください。※適用しない基準のチェック表（第1表）は記載及び提出する必要はありません。

初回申請は
2事業年度

認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
1 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（注意事項参照）において5分の1（20%）以上であること。			チェック欄 <input type="radio"/>
各欄が活動計算書の金額と一致するように作成		全て2事業年度の合計額を記載	
経常収入金額（㊸の金額）		①	25,990,255円
総収入金額		㊹	27,200,000円
控除金額	国の補助金等の金額（㊺欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	①	0円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊻	1,100,000円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊼	0円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊽	0円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・原則用）①欄の「（ ）」）	㊾	0円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊿	9,895円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）②欄）	㊽	99,850円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊾	0円
差引金額（㊹-①-㊻-㊼-㊽-㊾-㊿-㊽-㊾）	㊿	25,990,255円	
寄附金等収入金額（㊿の金額）		②	7,472,150円
受入寄附金総額（付表1（相対値基準・原則用）㊿欄）		㊿	6,499,895円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊽	2,390,000円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊾	9,895円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）②欄）	㊿	99,850円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊽	0円
差引金額（㊿-㊽-㊾-㊿-㊽）	㊿	4,000,150円	
会費収入（㊿欄と付表2（相対値基準用）④欄のうちいずれか少ない金額）		㊿	672,000円
国の補助金等の金額（㊿欄の金額を限度とする。）		㊽	2,800,000円
合計金額（㊿+㊿+㊽）		㊿	7,472,150円
基準となる割合（②÷①）		③	28.75%

補助金等を算入する場合は0円とし、算入しない場合は、補助金等の金額を記載

補助金等を算入する場合は、限度額を記載し、算入しない場合は、0円とする。

20%以上で基準を満たす。

（注意事項）

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が令和6年7月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は令和4年4月1日から令和6年3月31日）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- 一者当たり基準限度超過額の合計額（㊽）、寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（㊾、㊿）、寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（㊿）について確認するため、寄附金額に関する根拠資料の提示を求めることがあります。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉑」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。 一般的に経常収支に含まれていない「借入金収入」、「引当金戻入益」、「前期繰越収支差額」等については、含まれません。 寄附金はその事業年度に受領したものに限られるため、「未収寄附金」は含まれません。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と、全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉒」欄 国の補助金等の金額を算入するか否かは法人が選択可。 実績判定期間内を通じて同一の選択をする必要がありますので、一部のみ算入することはできません。	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	補助金等の交付を受けているが、国の補助金等の金額を算入しない場合に、合計金額を記載します。 国等から直接交付された補助金等にに限られます。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉓」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉔」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	例えば、介護保険法第121条から第124条までの規定により、国又は地方公共団体が負担することとされている金額及び国が交付することとされている調整交付金の金額がこれに該当します。
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉕」欄	総収入金額のうち、販売を目的として保有していた以外のもの（固定資産、保有目的有価証券等として経理されるべきもの）の売却による収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉖」～「休眠預金等交付金関係助成金㉗」、及び「受入寄附金総額㉘」～「休眠預金等交付金関係助成金㉙」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・原則用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㉚」欄	「差引金額㉛」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㉜」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉒」欄 国の補助金等の金額を算入するか否かは法人が選択可	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉛」欄の金額を限度として記載します。	

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日																				
実績判定期間(注意事項参照)における下欄③の㉔欄の金額に占める㉕欄の金額の割合(㉖欄)が、5分の1(20%)以上であること			チェック欄 <input type="radio"/>																				
<p>申請において「相対値基準・小規模法人」のPST基準を適用する場合は、このチェック表を記載し、提出してください。 ※適用しない基準のチェック表(第1表)は記載及び提出する必要はありません。</p>																							
1	実績判定期間の総収入金額 10,000,000円	実績判定期間の月数 24月	$10,000,000 \div 24 = 416,666.67$ $416,666.67 \times 12 = 5,000,000$																				
㉔が800万円未満である		<input checked="" type="radio"/> はい	2 小規模法人の特例計算・・・適用不可																				
2		実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者(役員、社員を除く。)の数が50人以上である	<input checked="" type="radio"/> はい 小規模法人の特例計算・・・適用可 3 へ <input type="radio"/> いいえ 小規模法人の特例計算・・・適用不可																				
3 小規模法人の特例計算を適用する場合		補助金等を算入する場合は0円とし、算入しない場合は、補助金等の金額を記載	全て2事業年度の合計額を記載																				
<table border="1"> <tr> <td>総収入金額</td> <td>㉗</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">控除金額</td> <td>国の補助金等の金額(㉘欄に金額の記載がある場合は、記入不可)</td> <td>㉘ 0円</td> </tr> <tr> <td>委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額</td> <td>㉙ 800,000円</td> </tr> <tr> <td>法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額</td> <td>㉚ 0円</td> </tr> <tr> <td>資産の売却収入で臨時的なものの金額</td> <td>㉛ 0円</td> </tr> <tr> <td>遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉜欄の「()」)</td> <td>㉜ 0円</td> </tr> <tr> <td>休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉝欄)</td> <td>㉝ 0円</td> </tr> <tr> <td>差引金額 (㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)</td> <td>㉞</td> <td>9,200,000円</td> </tr> </table>				総収入金額	㉗	10,000,000円	控除金額	国の補助金等の金額(㉘欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉘ 0円	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉙ 800,000円	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉚ 0円	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉛ 0円	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉜欄の「()」)	㉜ 0円	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉝欄)	㉝ 0円	差引金額 (㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)	㉞	9,200,000円	
総収入金額	㉗	10,000,000円																					
控除金額	国の補助金等の金額(㉘欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉘ 0円																					
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉙ 800,000円																					
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉚ 0円																					
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉛ 0円																					
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉜欄の「()」)	㉜ 0円																					
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉝欄)	㉝ 0円																					
差引金額 (㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)	㉞	9,200,000円																					
<table border="1"> <tr> <td>受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉞欄)</td> <td>㉞</td> <td>1,500,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">控除金額</td> <td>一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉟欄)</td> <td>㉟ 500,000円</td> </tr> <tr> <td>休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊱欄)</td> <td>㊱ 0円</td> </tr> <tr> <td>差引金額 (㉞-㉟-㊱)</td> <td>㊲</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>会費収入(㊳欄と付表2(相対値基準用)㊴欄のうちいずれか少ない金額)</td> <td>㊳</td> <td>672,000円</td> </tr> <tr> <td>国の補助金等の金額(㊵欄の金額を限度とする)</td> <td>㊵</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>合計金 (㊲+㊳+㊵)</td> <td>㊶</td> <td>2,172,000円</td> </tr> </table>				受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉞欄)	㉞	1,500,000円	控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉟欄)	㉟ 500,000円	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊱欄)	㊱ 0円	差引金額 (㉞-㉟-㊱)	㊲	1,000,000円	会費収入(㊳欄と付表2(相対値基準用)㊴欄のうちいずれか少ない金額)	㊳	672,000円	国の補助金等の金額(㊵欄の金額を限度とする)	㊵	500,000円	合計金 (㊲+㊳+㊵)	㊶	2,172,000円
受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉞欄)	㉞	1,500,000円																					
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉟欄)	㉟ 500,000円																					
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊱欄)	㊱ 0円																					
差引金額 (㉞-㉟-㊱)	㊲	1,000,000円																					
会費収入(㊳欄と付表2(相対値基準用)㊴欄のうちいずれか少ない金額)	㊳	672,000円																					
国の補助金等の金額(㊵欄の金額を限度とする)	㊵	500,000円																					
合計金 (㊲+㊳+㊵)	㊶	2,172,000円																					
基準となる割合 (㊶÷㉗)		<input checked="" type="radio"/> はい	20%以上で基準を満たす。 23.61%																				

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が平成29年7月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は令和4年4月1日から令和6年3月31日)となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「O」を記載してください(第2表以下についても同様です)。
- 一者当たり基準限度超過額の合計額(㉟)について確認するため、寄附金額に対する根拠資料の提示を求める場合があります。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額㉒」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。 一般的に経常収支に含まれていない「借入金収入」、「引当金戻入益」、「前期繰越収支差額」等については、含まれません。 寄附金はその事業年度に受領したものに限り、ため、「未収寄附金」は含まれません。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と、全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉓」欄 国の補助金等の金額を算入するか否かは法人が選択可。 実績判定期間内を通じて同一の選択をする必要がありますので、一部のみ算入することはできません。	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けずに交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	補助金等の交付を受けているが、国の補助金等の金額を算入しない場合に、合計金額を記載します。 国等から直接交付された補助金等にに限られます。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉔」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉕」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	例えば、介護保険法第121条から第124条までの規定により、国又は地方公共団体が負担することとされている金額及び国が交付することとされている調整交付金の金額がこれに該当します。
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉖」欄	総収入金額のうち、販売を目的として保有していた以外のもの（固定資産、保有目的有価証券等として経理されるべきもの）の売却による収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉗」、「休眠預金等交付金関係助成金㉘」、「受入寄附金総額㉙」、「一者当たり基準限度超過額の合計㉚」、「休眠預金等交付金関係助成金㉛」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㉜」欄	「差引金額㉝」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㉞」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉟」欄 国の補助金等の金額を算入するか否かは法人が選択可	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉝」欄の金額を限度として記載します。	

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・原則用)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
-----	----------------	--------	--------------------

対価性のない、明らかに贈与と認められる寄附金等の合計額を記載
(寄附金収入、助成金収入、賛助会費など)

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	Ⓐ	6,499,895 円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	Ⓑ	0 円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額 ((Ⓐ-Ⓑ)×10%))	Ⓒ	649,989 円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額 ((Ⓐ-Ⓑ)×50%))	Ⓓ	3,249,947 円

Ⓔ + Ⓚ の合計額と一致するか確認

2 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金

Ⓐのうち寄附者の氏名 (法人にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金の額	Ⓔ	99,850 円
--	---	----------

3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄とⒸ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人についてはⒹ) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
川崎 一郎	理事長	() 500,000 円	() 500,000 円	() 0 円
横浜 太郎	理事	() 250,000 円	() 250,000 円	() 0 円
相模原 洋子	理事	() 200,000 円	() 200,000 円	() 0 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	Ⓕ	950,000 円	950,000 円	0 円
Ⓔ欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	Ⓖ	0 円	0 円
	Ⓒ欄以外の者	Ⓖ	5,440,150 円	3,050,150 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のもの合計額	Ⓖ	9,895 円	9,895 円	0 円
休眠預金等交付金関係助成金	Ⓖ	0 円	0 円	0 円
合 計 (Ⓕ+Ⓖ+Ⓖ+Ⓖ+Ⓖ)	Ⓖ	6,400,045 円	6,400,045 円	2,390,000 円

役員からの寄附金で、その役員の親族からの寄附金も合算して20万円以上になる場合に合計額を役員ごとに記載

Ⓐ-Ⓔ-Ⓖの①欄-Ⓖの①欄-Ⓖ-Ⓖの金額を記載

Ⓖ欄の①-③

同一の者からの寄附金の合計額のうち、Ⓒ欄を超える金額を寄附者ごとに計算し、合計額を記載

Ⓖと同じ

Ⓖ、Ⓖ、Ⓖの③欄の合計額を記載

(注意事項)

- ①～③の各欄の「()」には、遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。
- 「2 寄附者の氏名 (法人・団体にあつてはその名称) 及びその住所が明らかでない寄附金」及び「3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつてはその名称) 及びその住所が明らかな寄附金」について確認するため、寄附金額に関する根拠資料の提示を求め場合があります。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載します。</p> <p>国の補助金等の金額や、第1表（相対値基準）⑤の金額は、受入寄附金総額には含まれません。</p> <p>社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は、国の補助金等には該当しないため、対価性のないもの限り、受入寄附金総額に含めて計算します。</p> <p>会費は、賛助会員の会費でその実質が明らかに贈与と認められる場合は別として、一般的には寄附金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。</p>	<p>受取寄附金は、その事業年度に受領したものに限られ、実際に入金したときに収益として計上します。</p> <p>未収寄附金は含まれません。</p>
「休眠預金等交付金関係助成金⑦及び⑧」	<p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>	
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載にあたっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑨」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限ります。）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑩」欄	<p>特定公益増進法人（法人税法施行令第77条）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑩欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑩欄以外の者⑪」欄	<p>上記⑩欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑪欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑫」欄	<p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。</p>	

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・小規模法人用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限り）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額や、第1表（相対値基準）④の金額は、受取寄附金総額には含まれません。社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は、国の補助金等には該当しないため、対価性のないものに限り、受入寄附金総額に含めて計算します。</p> <p>会費は、賛助会員の会費でその実質が明らかに贈与と認められる場合は別として、一般的には寄附金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、①欄の金額に等しくなります（④＝①）。</p>	<p>受取寄附金は、その事業年度に受領したものに限られ、実際に入金したときに収益として計上します。</p> <p>未収寄附金は含まれません。</p>
「休眠預金等交付金関係助成金⑤及び⑥」	<p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>	
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>（注） 小規模法人における役員からの寄附金の記載にあたっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑦」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の（注）書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑧」欄	<p>特定公益増進法人（法人税法施行令第77条）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑧欄以外の者⑨」欄	<p>上記⑧欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>

社員から受け入れた会費の明細表

第1表付表2 (相対値基準用)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
-----	----------------	--------	--------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基 準		基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている	定款附則6に社員の会費の額を規定 個人会員 5,000円/年 法人会員 30,000円/年	はい・いいえ
ロ	社員(役員等を除く。)の数が20人以上である	社員名簿に40名登載	はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

定款又は会則等の規定から記載

活動計算書の「収益の部」の社員の会費の合計額を記載。
未収会費の扱いについては次ページの注意事項を参照

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	700,000円
共益的活動の割合(第2表③欄)	②	4.00%
①から控除する金額(①×②)	③	28,000円
差引金額(①-③)	④	672,000円

第2表
③欄から
転記



第1表(相対値基準・原則用)⑦欄又は、
第1表(相対値基準・小規模法人用)⑧欄へ

(注意事項)

- 社員の会費に関する基準について確認するため、会則等や社員名簿の提示を求める場合があります。

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準ロ」欄		<p>「役員等」とは、役員並びに役員 の配偶者及び三親等以内の親族並 びに当該役員と特殊の関係のある 者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次 に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事 実上婚姻関係と同様の事情にあ る関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人 以外の者で当該役員から受ける 金銭その他の財産によって生計 を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係に ある者の配偶者及び三親等以内 の親族でこれらの者と生計を一 にしている関係</p>
「基準を満たしている旨 を証する書類の名称とそ の内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第○ 条に社員の会費の額については、一律○円と 規定」のように、基準を満たしている旨を証す る書類の名称と合理的な基準により定められ ている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に○名登載」 のように記載します。</p>	
「社員の会費の額の合計 額①」欄	<p>活動計算書の収益の部に計上されている社員 の会費の額を記載します。</p>	<p>活動計算書の会費収入に期末の 未収会費額を計上している場合に は、当該欄に未収会費額は算入で きませんので、未収計上した会費 の額は会費収入から控除する必要 があります。</p>



MEMO

認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
-----	----------------	--------	--------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること チェック欄
○

申請において「絶対値基準」のPST基準を適用する場合は、このチェック表を記載し、提出してください。
※適用しない基準のチェック表(第1表)は記載及び提出する必要はありません。

【留意事項】

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出にあつては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度		①	②	③	④	⑤
		自	令和4年4月1日	令和5年4月1日	年 月 日	年 月 日
至	令和5年3月31日	令和6年3月31日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である		はい <u>いいえ</u>	<u>はい</u> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出にあつては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数	①	②	③	④	⑤	合計	
		90人	115人	人	人	人	A
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	24月

100人以上で基準を満たす

$$\frac{\text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A + 205人}{B + 24月} \times 12 \geq 100人$$

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が平成29年7月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日)となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です)。
- なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします

「認定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「㉔」～「㉚」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の寄附者の数(※)が 100 人以上である場合は下欄の「はい」、100 人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の寄附者の数(※)が 100 人以上であるかどうかの判定にあたっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年 3,000 円以上の寄附者の数(※)」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p>
「年 3,000 円以上の寄附者の数」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が 3,000 円以上の寄附者の数(※)を、「㉔」～「㉚」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	<p>会費は、賛助会員の会費でその実質が明らかに贈与と認められる場合は別として、一般には寄附金に含まれません。</p>
「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

(※) 休眠預金等交付金関係助成金は、寄附に含みません。

認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし		チェック欄
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること			○
<p>申請において「条例個別指定法人」のPST基準を適用する場合は、このチェック表を記載し、提出してください。 ※適用しない基準のチェック表(第1表)は記載及び提出する必要はありません。</p> <p>【留意事項】</p> <p>1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合に限りです。 2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。</p>			
条例を制定した都道府県又は市区町村	川崎市		
条例指定年月日	令和6年6月23日		
条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	<input checked="" type="radio"/> はい・ <input type="radio"/> いいえ	事務所在地	
		神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地	
※ 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し(公報の写し)を添付してください。			

【記載要領】

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「条例を制定した都道府県又は市区町村」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。	川崎市に認定申請をするNPO法人については、神奈川県又は川崎市となります。
「条例指定年月日」欄	条例指定NPO法人となった年月日を記載します。	申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
「条例を制定し都道府県又は市区町村の内に事務所がある」欄	該当する方に○をします。	「いいえ」の場合は、他のパブリック・サポート・テスト基準（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。
「事務所所在地」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。	

共益的活動が半分を超えると基準を満たせません。

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	チェック欄
-----	----------------	-------

2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること

- イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）
- ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）
（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

活動計算書の 事業費の合計金額	実績判定期間
すべての事業活動に係る金額等	① (指標 事業費の額) 20,000,000 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	② 800,000 円

①の金額を転記

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	④	0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	⑤	800,000 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	0 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円
合 計	(④+⑤+③+④+⑤)	⑥	800,000 円

(例) 会員に限定したセミナー・講習会に係る事業費の金額
⇒②へ

基準となる割合 (②÷①)	③ 4.00%
---------------	---------

50%未満で基準を満たす。

- ・ 事業費の額を指標とした場合は、事業費ごとにその事業が共益的活動にあたるか否かを判断し、該当する事業があれば、その事業費を④～⑤の各欄に記載します。
- ・ 共益的活動にあたるか否かは事業の性格や対象者、受益者等の状況を勘案して個別に判断します。

「認定基準等チェック表」(第2表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。 また、算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。 記載例では指標を「事業費の額」としていますが、事業費の額によって計算した割合がそのNPO法人の活動の実態を表さない場合には、そのNPO法人の活動実態が明らかになる別の指標により、合理性のある割合を算定する必要があります。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～⑥」各欄共通事項	「①～⑥」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～⑥」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等③」欄	会員などに対する資産の譲渡若しくは貸付又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるものなどを除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人にあつては、その名称)が記載された者であつて、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ 役員
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等④」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限り)に対する助成 ※ 川崎市の条例では、別表第20号の活動を定めていません。	なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であつて、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。(例:介護サービスの利用会員) また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑤」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限り)に対する助成	便益を受ける者に対する直接の活動に限られず、間接的ではあるが、その活動の結果、特定の範囲の者に便益が及ぶ次に掲げるような活動も該当します。 ・特定の職域に属する者の賃金の増額や勤務時間の縮減などを求めて、雇用者等に対して行う活動 ・特定の地域に居住する者の日照権を守るために高層ビルの建築をしようとする者等に対して行う活動 この表において「特定の地域」とは、一の市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑥」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	「著作物」とは、著作権法の保護の対象となるものに限りません。 ただし、現在において一般に普通名詞で表現されるようになったものは「特定の著作物」には該当しません。
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑦」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	直接、特定の者に対して活動を行う場合に限られず、間接的ではあるが、当該特定の者の行っている活動の認知度、当該特定の者とNPO法人との関係等から、その特定の者に対してその者の意に反する活動を行っていると認められる活動も「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動」に該当します。

認定基準等チェック表 (第2表 条例個別指定法人用)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	チェック欄																																						
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		○																																						
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>																																								
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; font-size: small;"> 条例個別指定法人については、地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動は除かれます。 </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; font-size: small;"> 活動計算書の事業費の合計金額 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 実績判定期間 </div> </div> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:40%; border: 1px solid black; padding: 5px;">すべての事業活動に係る金額等</td> <td style="width:10%; text-align: center;">①</td> <td style="width:40%; border: 1px solid black; padding: 5px;">(指標 事業費の額) 20,000,000 円</td> <td rowspan="2" style="width:10%; vertical-align: middle; font-size: x-small;">①の金額を転記</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">①のうちイ～ニの活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">800,000 円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width:5%;"></td> <td style="width:55%;"></td> <td style="width:5%;"></td> <td style="width:35%;"></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td>㉑</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td>㉒</td> <td style="text-align: right;">800,000 円</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td>㉓</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td>㉔</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td>㉕</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>(㉑+㉒+㉓+㉔+㉕)</td> <td>㉖</td> <td style="text-align: right;">800,000 円</td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; font-size: x-small; margin-top: 5px;"> (例) 会員に限定したセミナー・講習会に係る事業費の金額 ⇒②へ </div> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:40%; border: 1px solid black; padding: 5px;">基準となる割合(②÷①)</td> <td style="width:10%; text-align: center;">③</td> <td style="width:40%; border: 1px solid black; padding: 5px;">4.00%</td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; font-size: x-small; margin-top: 10px; text-align: center;"> 50%未満で条件を満たす。 </div>			すべての事業活動に係る金額等	①	(指標 事業費の額) 20,000,000 円	①の金額を転記	①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	800,000 円					イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	㉑	0 円		会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	㉒	800,000 円	ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	㉓	0 円	ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	㉔	0 円	ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	㉕	0 円	合 計	(㉑+㉒+㉓+㉔+㉕)	㉖	800,000 円	基準となる割合(②÷①)	③	4.00%
すべての事業活動に係る金額等	①	(指標 事業費の額) 20,000,000 円	①の金額を転記																																					
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	800,000 円																																						
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	㉑	0 円																																					
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	㉒	800,000 円																																					
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	㉓	0 円																																					
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	㉔	0 円																																					
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	㉕	0 円																																					
合 計	(㉑+㉒+㉓+㉔+㉕)	㉖	800,000 円																																					
基準となる割合(②÷①)	③	4.00%																																						

・ 事業費の額を指標とした場合は、事業費ごとにその事業が共益的活動にあたるか否かを判断し、該当する事業があれば、その事業費を㉑～㉕の各欄に記載します。

・ 共益的活動にあたるか否かは事業の性格や対象者、受益者等の状況を勘案して個別に判断します。

「認定基準等チェック表」(第2表 条例個別指定法人用) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。 また、算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。 記載例では指標を「事業費の額」としていますが、事業費の額によって計算した割合がそのNPO法人の活動の実態を表さない場合には、そのNPO法人の活動実態が明らかになる別の指標により、合理性のある割合を算定する必要があります。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～③」各欄共通事項	「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等④」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ 役員
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑤」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限り、)に対する助成 ※ 川崎市の条例では、別表第20号の活動を定めていません。	なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。(例：介護サービスの利用会員) また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑥」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動(特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限り、)に対する助成	便益を受ける者に対する直接の活動に限られず、間接的ではあるが、その活動の結果、特定の範囲の者に便益が及ぶ次に掲げるような活動も該当します。 ・特定の職域に属する者の賃金の増額や勤務時間の縮減などを求めて、雇用者等に対して行う活動
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑦」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	「著作物」とは、著作権法の保護の対象となるものに限りません。 ただし、現在において一般に普通名詞で表現されるようになったものは「特定の著作物」には該当しません。
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑧」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	直接、特定の者に対して活動を行う場合に限られず、間接的ではあるが、当該特定の者の行っている活動の認知度、当該特定の者とNPO法人との関係等から、その特定の者に対してその者の意に反する活動を行っていると思われる活動も「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動」に該当します。